六　平成二十六年農林水産省告示第一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

七　平成二十六年農林水産省告示第五号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

八　平成二十六年農林水産省告示第二十一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

九　平成二十六年農林水産省告示第二十三号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

十　平成二十七年農林水産省告示第一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

十一　平成二十七年農林水産省告示第二号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）　総務省
国土交通省

○財務省告示第二百二十五号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日　財務大臣　麻生　太郎

一の㈠中「産品の競争力」を「各年度において、産品の競争力」に改める。

一の㈡のイ中「、過去三年間」を「、当該年度の初日を含む年の前々年（以下単に「当該年度の前々年」という。）までの三暦年」に改める。

一の㈡のイの㈠中「過去三年間」を「当該三暦年」に改める。

一の㈡のイの㈡中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

一の㈡のハ中「各年度において、」を「当該年度の」に改め、「（平成二十三年度においては、平成二十一暦年の輸入統計品目表に基づいて、平成十九暦年、平成二十暦年及び平成二十一暦年の貿易統計により判定する。）」を削る。

二の㈠中「部分適用除外措置」を「各年度において、部分適用除外措置」に改める。

二の㈡のイ中「後発開発途上国」の下に「及び㈢に規定する全面適用除外措置の対象となる国・地域」を加え、「（平成二十二年の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成二十年における国民一人当たり国民総所得が一万千九百六米ドル以上としている国・地域）」及び「（平成二十三年度の場合、平成二十年における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による国民一人当たり国民総所得が一万千九百六米ドル以上の国・地域）」を削る。

二の㈡のロ中「（平成二十三年度の場合、平成二十一暦年の貿易統計）」を削り、「当該品目の輸入額」を「各品目のうち、その輸入額」に改め、次のただし書を加える。

ただし、当該国・地域を原産地とする当該品目の協定税率が無税とされている場合を除く。

二の㈡のハ中「部分適用除外」を「部分適用除外措置」に、「毎年度見直す」を「特恵適用の対象から一年間除外する」に改め、「（ただし、㈢に規定する全面適用除外措置の対象となっている国・地域を除く。）」を削る。

二の㈢中「全面適用除外措置」を「各年度において、全面適用除外措置」に改める。

二の㈢のイ中「対象国・地域は、後発開発途上国を除くものとし、」を削り、「とする（平成二十三年度の場合、平成二十年から平成二十二年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお」を「（後発開発途上国を除くものとし」に改め、「相当する国・地域とする」の下に「。）については、特恵適用の対象から除外する」を加える。

二の㈢のロ中「国別適用除外」を「国別適用除外措置」に改める。

○文部科学省告示第百十六号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第八十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月三十日　文部科学大臣　下村　博文

表「一　小学校」及び表「二　中学校」を次のように改める。

一　小学校

㈠　各教科

教科	受理種目	受理単位	備考
国語	国語	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年及び第五学年及び第六学年用　各一	各学年ごとに分冊とする
	書写	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年及び第五学年及び第六学年用　各一	各学年ごとに分冊とする
社会	社会	第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用　各一	
	地図	第四学年から第六学年用　一	
算数	算数	第一学年用、第二学年用、第三学年用、第四学年用、第五学年用、第六学年用　各一	
理科	理科	第三学年用、第四学年用、第五学年用、第六学年用　各一	
生活	生活	第一学年及び第二学年用　一	
音楽	音楽	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年及び第五学年及び第六学年用　各一	各学年ごとに分冊とする
図画工作	図画工作	第一学年及び第二学年用、第三学年及び第四学年及び第五学年及び第六学年用　各一	
家庭	家庭	第五学年及び第六学年用　一	
体育	保健	第三学年及び第四学年用、第五学年及び第六学年用　各一	